

## 課税

### 個人住民税

## 特別徴収事務説明会を開催します

☎ 町民税務課 課税係 77-3915

芝山町・成田市・富里市は合同で、個人住民税の特別徴収事務についての説明会を開催いたします。

平成28年度から県内全市町村は、個人住民税の特別徴収（社員の個人住民税を毎月の給与から差し引き、事業者が市町村に納める方式）を徹底します。初めて特別徴収事務を行う事業者、ご担当者は、ぜひ説明会にご参加ください。

### 内容

- ・個人住民税の特別徴収の制度
- ・特別徴収の法律上の義務と必要性、近県での実施状況
- ・千葉県における特別徴収徹底の取り組みと、平成28年度から求められる事務
- ・特別徴収の手続きに使用する書類の説明
- ・特別徴収の税額の通知書の見方と異動届の書き方
- ※一般社団法人成田青色申告会による記帳説明、個別相談も併せて行います。

### 日時および会場

- ・11月18日(水)  
成田市役所6階大会議室
- ・11月26日(木)  
成田市三里塚コミュニティセン

ター2階多目的ホール

・12月3日(木)

富里中央公民館4階大会議室

時間はいずれも午後1時30分～4時

■申込み 電話で成田市役所市民税課(☎0476-20-1513)にお申し込みください。

■料金 無料

■その他

- ・どの会場も内容は同じです。
- ・8月に成田市役所で開催した説明会の内容と同じです。
- ・成田市・富里市・芝山町以外の事業者もご参加いただけます。

■問合せ

- ・説明会に関すること  
成田市役所市民税課  
☎0476-20-1513
- ・特別徴収の制度に関すること  
千葉県税務課  
☎043-223-3098
- 千葉県市町村課  
☎043-223-2133
- ・特別徴収の手続きに関すること  
芝山町役場町民税務課係

## 料理

### ミルククッキング講習会

## 乳製品でおいしく料理!

☎ 保健センター 77-1891

牛乳・乳製品を使って、アイデアいっぱいのおいしいお料理をつくりませんか。

■日時 11月26日(木) 午前10時～午後1時30分

■場所 福祉センター「やすらぎの里」

■内容 牛乳・乳製品を使った和食クッキング

- ・山菜おこわ
- ・鮭の味噌ヨーグルト蒸し
- ・和風ブラマンジェ

■定員 14人

■締切り 11月16日(月)

■参加費 無料

■申込み 保健センターまでご連絡

絡ください。

■主催 町保健推進員協議会



昨年度のミルククッキングの献立

## 決算説明会のお知らせ

☎ 東金税務署個人課税第1部門  
☎0475-52-3121

税務署では、確定申告に向けて、次のとおり決算説明会を開催いたします。収支内訳書または青色決算書の書き方と消費税の計算方法などについての説明会です。

### 【注意】

- ・ご来場の際には筆記用具を携行してください。
- ・説明会の講師は税理士が行います。
- ・会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

開催日時		会場
12月3日(木)	午前10時～ 正午	山武市役所 3階大会議室
12月4日(金)	午前10時～ 正午	東金市中央公民館

# 地籍調査終了後の土地課税について

町民税務課 課税係 ☎77-3915

町では、税負担の公平性やこの原則に基づき、地籍調査が終了し、賦課期日（1月1日）までに登記簿に登記された土地については、登記地積により評価して課税を行います。

土地にかかる固定資産税については、国が定める「固定資産評価基準」に基づき、登記簿に登記されている地積（登記地積）により評価して課税することが原則となっています。

これは、地籍調査により登記地積が増減した場合は減少後の地積

で評価して課税し、逆に増加した場合は増加後の地積で評価して課税することです。

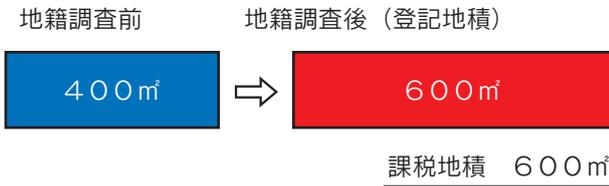
また、土地の分筆や合筆、地目変更があった場合も登記簿に登記された内容で評価して課税を行うこととなります（ただし、地目については、利用状況により課税す

ることになりますので、登記簿と異なる場合もあります。そのため、地籍調査が終了し、登記簿に登記された土地の地積が増加した場合や地目が変更となった場合などでは、固定資産税が増額になる場合も考えられますが、原則に基づき地籍調査終了後の登記地積により評価額を決定し課税しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

### 【注意】

地籍調査事業で現地立ち会いなどが終了していても、新しい地積や地目などが登記されない限り、評価額は変わりません。

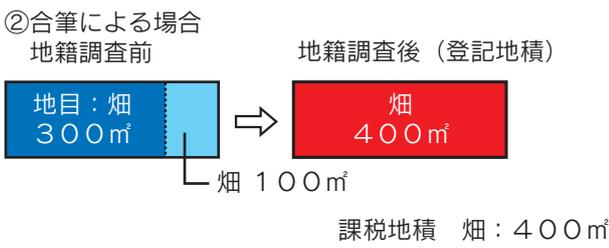
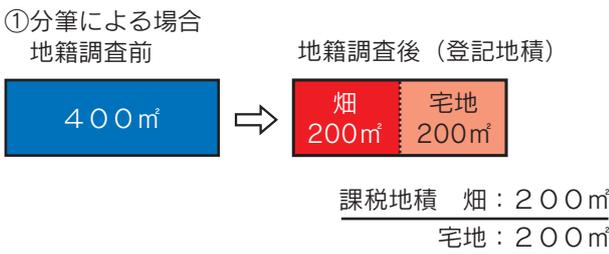
## 例1 地籍調査で地積が増えた場合



## 例2 地籍調査で地積が減った場合



## 例3 分筆・合筆により面積が異動した場合



## 取り壊した家屋は ありませんか

町民税務課 課税係 ☎77-3915

建物の新築や増築、取り壊しをした場合は現況調査を行いますので、町民税務課課税係までご連絡ください。

家屋（建物）の新築や増築、取り壊しがあった場合、固定資産税課税台帳整備のための現況調査を行います。特に取り壊しの場合には課税台帳から抹消するためにも必ずご連絡ください。

### ■固定資産税課税基準日

平成28年1月1日現在の状況

### ■対象となる建物

平成27年中に新築、増築、取り壊しをした家屋



物置や車庫も対象です